

富津市鋸山ライトアップ設備設置業務委託仕様書

1. 業務名

富津市鋸山ライトアップ設備設置業務委託

2. 業務目的

現在、日本遺産「候補地域」となっている「鋸山」について、日本遺産への認定に向けて地域が一丸となり、市内外に向けた「鋸山の魅力発信」に取り組んでいる。

本業務では、鋸山の斜面等をライトアップ等の光で彩ることで、鋸山に訪れる観光客に鋸山周辺地域である金谷地区の夜の滞在を楽しんでもらい、市街地の夜の回遊性を高め、ナイトタイムエコノミーを活性化させることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日 から 令和8年2月27日 まで

4. 履行場所

富津市金谷字木谷 3693 地先（鋸山ラピュタの壁付近（別図のとおり））

5. 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとするが、ここに示す業務内容は、ライトアップ等設備設置に最低限必要な事項を示したものであり、受注者の企画提案により調整することとする。

また、受注者は、発注者と協議・調整の上、協力して当該業務を充実させ、効果的に実施するためのコンサルティングを適宜行うことを前提とし、積極的な提案を行い、次の業務を行うものとする。

（1）デザインコンセプト策定

日本遺産候補地域として認定を受けている「鋸山」の歴史性、景観、その他の魅力を考慮した装飾及び照明設備の設置場所、照射範囲・光量・演出効果の設計などについて計画立案を行う。

計画の立案にあたっては次のことに留意することとする。

- ① 通称「ラピュタの壁」付近を中心に、壁面の人工的な凹凸を幻想的かつ効果的に演出するよう、ライトアップ等の装飾を配置する計画とすること
- ② 照明設備の設置場所及び装飾箇所は原則的に履行場所敷地内とし、履行場所以外の敷地を使用する計画を策定しようとする場合は発注者に使用が可能かどうかをあらかじめ協議するなど、実現可能な計画とすること
- ③ ライトアップ装飾等の位置・高さ・色彩や演出内容の計画は、歩行者や走行車両、周辺環境の支障とならないように配慮した計画とすること
- ④ 一度だけではなく、何度も見に行きたくするような演出計画とし、金谷地区の各所からも視認できるよう留意すること

- ⑤ 設備の設置場所は不具合が起きた場合など、その後の維持・管理にも配慮した計画とすること
- ⑥ 本件業務の完了後における観光地としての発展性や設備の拡張性にも考慮した計画とすること

(2) 照明機材等の選定

(1) で立案した計画で使用する照明機材等の選定を行う。なお、使用する照明機材の選定にあたっては次のことに留意することとする。

- ① 屋外での長期間の稼働に耐え、安定した照射実例（一年間以上）を有する屋外用照明機材性能を有し、少なくとも防塵・防水性能が IP65 以上の基準を満たした機材であること
- ② 設置時の負担軽減及び景観配慮の観点から小型軽量化された灯体(推奨 10kg 以下)とすること。
- ③ 長距離からもライトアップ装飾が視認できるよう、少なくとも 25,000LM（最小）から 33,000LM 以上の照度を発揮できる機材であること
- ④ 自動点灯・消灯機能を組み込むこと。そのほか、本件業務完了後の発展性や維持・管理を考慮した機能や規格の汎用性に配慮した機材であること
(省エネルギー、長寿命、環境配慮型、LED 4 in 1 素子フルカラー、DMX512 規格対応、レンズ角変更可能、日本国内生産物保険等加入製品)

(3) 照明機材等の設備整備

(1) で立案した計画及び(2) で選定した照明機材等の設備整備を行う。設備の整備にあたっては次のことに留意することとする。

- ① 環境負荷に配慮した履行方法を採用すること。
- ② 電源については、発注者が指定する鋸山登山道内の既設電源（別図のとおり）及び電線等からの引き込みによるものとし、仮設電源工事費、電源引き込み費用は原則的に受注者負担とすること
- ③ 機材の落下や転倒の防止、盗難・破損・延焼・漏電等の対策を講じること
- ④ 昼間や夜間消灯時に登山者通行の支障とならないよう対策を講じること

6. 打合せ協議等

本業務を適切かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、受注者は、打合せの内容に応じて訪問又はオンライン会議を実施し、本業務の進捗状況報告、その他必要な打合せを行うものとする。

7. 検査及び引渡し

- (1) 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。
- (2) 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から 10 日以内に業務完了を確認するための検査を行わなければならない。
- (3) 前項の検査の結果不合格となり目的物について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合再検査の期

日については前項を準用する。

(4) 受注者は、検査合格の通知を受けたときは遅滞なく当該目的物を発注者に引渡すものとする。

8. 所有権の帰属

本業務に基づき設置されたライトアップ設備一式は、発注者による検査に合格し、受注者から発注者へ引き渡した時点をもって、その所有権は発注者に帰属する。

9. 瑕疵担保責任

受注者は、引渡し後に当該設備に設置不良、欠陥その他受注者の責めに帰すべき事由による不具合が発見された場合は、発注者の請求に基づき、無償で補修または交換を行わなければならない。

10. 成果品

- ・ ライトアップ設備 一式
- ・ 設備に係る取扱説明書、保証書、施工図面その他必要な資料
- ・ 業務報告書 2部

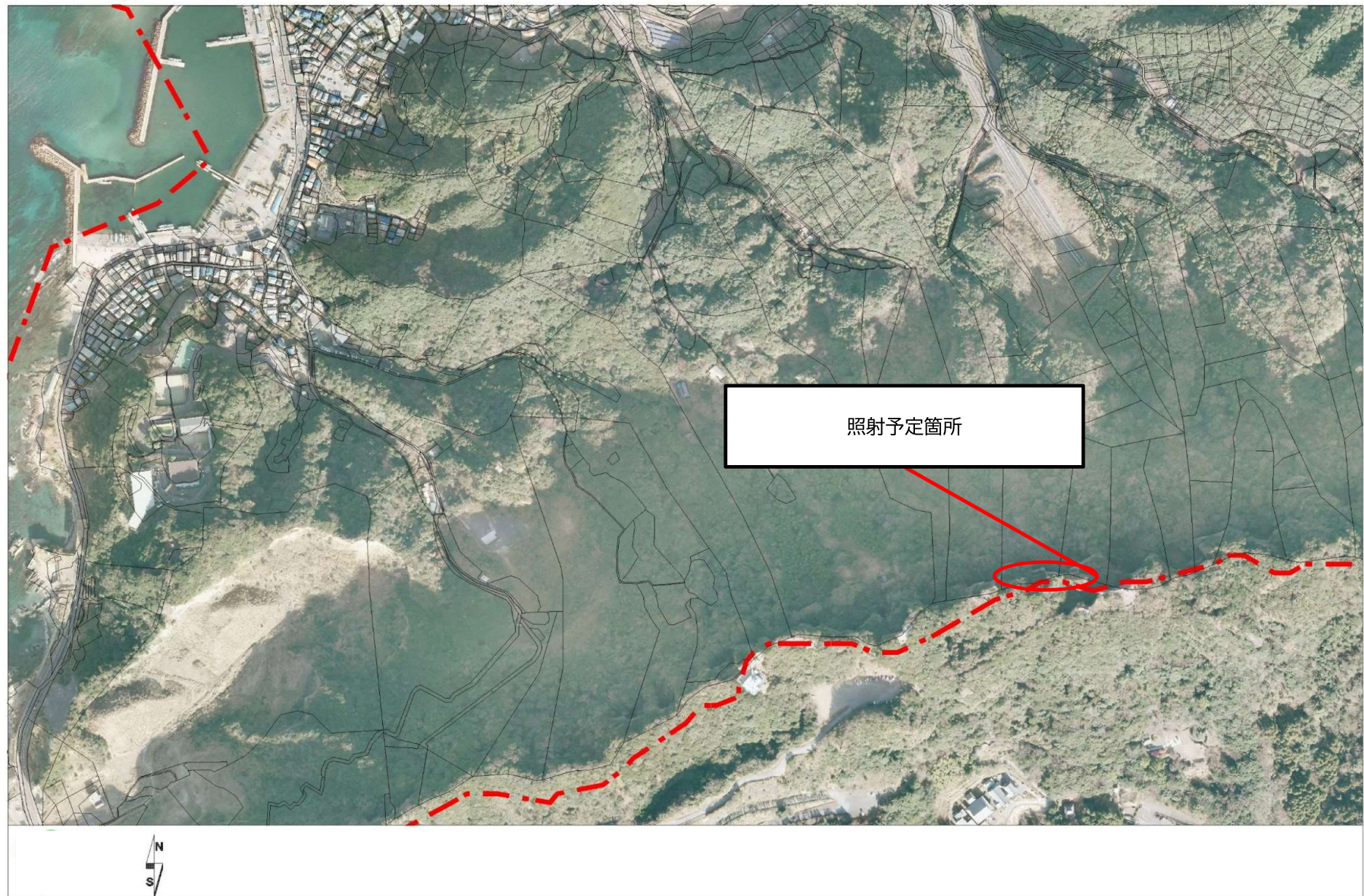
(デザインコンセプトの説明、設備の配置や機材構成、ライトアップ後の景観その他の必要事項を記した報告書)

- ・ 上記業務報告書に係る CD-ROM 等の電子データ 2部

11. そ の 他

- (1) 受注者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、仕様に基づき作成し、発注者と打合せを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 本業務に従事する者は、業務の遂行を十分なし得る知識及び経験並びに能力を有する者とする。
- (3) 受注者は、富津市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、発注者が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 受注者は、本業務の遂行において発注者から資料の貸与を受ける必要がある場合は、発注者と協議の上、貸与を受けることとする。なお、貸与を受けた場合は、業務終了前に速やかに資料を返却することとする。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において、復旧することとする。
- (5) 本業務の遂行に当たって必要な経費は、この仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。
- (6) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議を行い、決定することとする。

富津市ライトアップ設備設置業務委託【実施箇所図(航空写真)】



富津市ライトアップ設備設置業務委託【実施箇所図(等高図)】

